

○琴浦町文化芸術振興補助金交付要綱

平成29年 7月14日

訓令第49号

改正 平成29年11月10日訓令第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町文化芸術振興補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興と心豊かな町民生活の形成に寄与することを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付対象となる事業は、町内で実施され、文化芸術の活性化に寄与する別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、本補助金を交付しないものとする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政治団体、宗教団体又は営利団体の宣伝を目的とする事業
- (3) 自己財源のない活動事業
- (4) 国又は県からの補助を受けている事業

(補助対象団体)

第4条 本補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 町内に主たる事務所又は活動の拠点を有し、団体の構成員に町民が過半数を占めると認められること。
- (2) 団体の規約を有し、かつ、その代表者の氏名及び住所が明らかであること。
- (3) 事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされ、又はなされると認められること。
- (4) 事業実績がある又は事業が完遂されると認められること。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費は、別表第2欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

2 補助事業の実施にあたり、入場料、出品料、広告料その他の収入金を生ずる場合には、補助対象経費から当該収入金を控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額に別表第3欄に掲げる率を乗じて得た額以下とし、同表第4欄に掲げる額を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、補助事業開始の30日前までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 本補助金の交付決定は、補助事業を実施する者に対し、一年度につき1回の補助事業に限り、予算の範囲内において行うものとする。

2 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から40日以内に行うも

のとする。

(着手届及び完了届を要しない場合)

第9条 着手届は、規則第10条第3号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(変更承認等)

第10条 第7条及び第8条の規定は、変更等の承認について準用する。

2 規則第11条第1項の町長が別に定める変更は、別表第5欄に掲げる重要な変更以外の変更とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年7月14日から施行する。

附 則(平成29年11月10日訓令第68号)

この訓令は、平成29年11月10日から施行し、平成29年7月31日から適用する。

別表(第3条、第5条、第6条、第10条関係)

1 補助事業		2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額	5 重要な変更
事業区分	内容				
(1) 発表鑑賞	(1) 文化芸術団体などが主催して広く町民を対象として行う、舞台芸術鑑賞のための活動。ただし、同内容の事業の開始から5回目までの活動に限る。 (文化芸術団体などが主催者と出演者を兼ねる場合を含む。) (2) 10年単位を記念して行う公演、展覧会、出版等の文化芸術の発表活動で、意欲的で創造的なもの	会場借上料、出演料・出品料、業務委託費、会場設営・撤去費、看板制作費、ポスター・チラシ・入場整理券印刷費、指導者謝金その他補助事業の実施に必要なと認められる経費	2分の1	20万円	(1) 補助金の増額又は補助対象経費の2割を超える減額 (2) 事業主体の変更 (3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
(2) 指導者等招聘	(1) 文化芸術団体が、技術の向上や郷土文化の研究のために指導者を招聘して団体指導者後継者育成等に取り組む活動				